

のぞみ公園
指定管理者業務仕様書

諫早市建設部緑化公園課

令和7年7月

目 次

ページ

1	総則・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	具体的な業務内容・・・・・・・・	1
3	留意事項・・・・・・・・・・	4
4	のぞみ公園浄化槽保守点検業務・・・・・・・・	5

のぞみ公園指定管理者業務仕様書

1. 総 則

のぞみ公園（以下、「公園」という。）の指定管理者は、最小の経費で最大の市民サービスを提供するとともに、管理するための物的、人的な能力を有する団体を指定します。

のぞみ公園指定管理者募集要項に掲げる事業計画書の作成に当たっては、以下の仕様及び留意事項を参考にしながら、市民サービスの向上、経費の縮減が図られるような提案をしてください。

2. 具体的な業務内容

（１）のぞみ公園の運営に関する業務

①公園の開放は２４時間ですが、有料施設の利用時間は午前９時から午後５時まで（休業日は１２月２９日から１月３日まで）とする。

ただし、利用者の事前申請により、指定管理者が認めた場合はこの限りでない。

②人員体制について

利用者へのサービスに支障がない人員体制で臨むこと。特にゴールデンウィーク時や学校休業日等は利用者の増員が見込まれることから留意すること。

③有料施設の利用申請に対しては、不快感を与えないように留意すること。

④遊具等の貸し出しについては、事前に安全点検（破損等がないか）を行うこと。

⑤返却された遊具等については、破損等がないか点検を行うこと。

⑥その他有料施設及び無料遊具については、日常的な安全点検を行うこと。
なお、遊具の点検については、別添日常点検表に示す項目を月１回実施すること。

（２）付属設備の維持管理に関する業務

①電気設備、照明設備等の点検を行い、性能を維持すること。

②建築物、遊具施設等破損のない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

③軽微な修繕業務を行うこと。なお、指定管理者の故意または過失等による場合を除き、大規模修繕については、基本的に諫早市の負担とするが、

その範囲についてはその都度協議すること。

- ④清掃時間、清掃頻度は、施設利用者の妨げとならないように行うこと。
- ⑤事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の警戒予防を行い、財産の保全、利用者の安全確保を図ること。
- ⑥緊急事態が発生した場合は、適切な対応がとれるような体制を整備すること。
- ⑦公園内の植栽の剪定、防除等を定期的実施し、常に良好な状態を維持すること。
- ⑧上記に掲げること以外に、施設の維持管理を行う上で必要な事項については適切な対応を行い、場合によっては諫早市に速やかに報告を行うこと。

（３）災害時等の対応

公園については、一時避難場所（地震）に指定されているので、災害時等には諫早市等の関係機関と十分連携を図ること。

（４）保険の付保

本業務の実施にあたり、付保しなければならない保険は、施設賠償責任保険とする。

（５）管理上必要な業務

①有料施設利用状況報告書の作成

有料施設利用状況報告書（毎月）を作成し、報告書については、毎月１０日までに諫早市へ提出すること。

②事業報告書の作成業務

下記内容の事業報告書を作成し、次年度の５月末日までに諫早市に報告すること。

- i) 管理の実施状況報告書
- ii) 利用状況報告書
- iii) 利用に係る料金の収入実績報告書
- iv) 管理に係る経費の収支状況報告書
- v) その他市長が必要と認める報告書

③事業計画書及び収支予算書の作成業務

次年度の事業計画書及び収支計画書等を作成し、諫早市が指定する日までに提出すること。

事業計画書には、当該施設における目的達成のために、施設全体の管理計画を作成するとともに、利用時間及び休業日、スタッフ等受入体制、集客対策、コスト削減の取り組み等の具体的な手段・事業内容など、どのような事業展開を行うのか記載すること。

④事業評価業務

協定書等に定める管理運営の水準が確保され、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったかなどについて厳正に評価・検証する観点から、指定管理者は、次の業務を実施すること。

・利用者アンケート等

指定管理者において、施設利用者を対象としたアンケート調査を少なくとも年に1回実施し結果を諫早市に報告すること。なお、アンケート調査の実施時期及び内容については、諫早市と協議すること。

また、アンケート調査以外にも、随時、施設利用者の意見や苦情等の把握に係る取組を実施し、その結果及び業務改善への反映状況について諫早市に報告すること。

・自己評価

各事業年度終了後、施設の管理運営に関する自己評価を行い、報告書として諫早市に提出すること。

※利用者アンケート、自己評価の報告書等をもとに諫早市としての評価を行う。その結果、指定管理者が協定書等に定める基準を満たしていないと判断される場合は、諫早市から指定管理者に対し是正の指示を行い、改善が見られない場合には、指定を取り消すことがある。

⑤災害時の対応

公園は、一時避難場所に指定されているので、災害時等には市等の関係職員と十分連携を図ること。

⑥のぞみ公園の目的を達成する上で必要な自主事業

自主事業の実施に当たっては、あらかじめ市へ届け出て実施すること。

⑦その他施設を管理する上で必要な管理業務

市長が必要と認める場合は、その業務を実施すること。

3. 留意事項

- ①事務従事者は、名札をつけること。
- ②指定管理者は、管理責任者を定め、日常業務が円滑に運営できるようにすること。
- ③諫早市から施設管理に関する報告を求められた場合は、それに応じること。
- ④指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に努めること。
 - i) 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
 - ii) ごみの持ち帰り運動を啓発するなど、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
 - iii) 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。
- ⑤指定管理者は、施設の運営にあたり、必要と思われる各種保険に加入すること。
- ⑥指定管理者は、次期指定管理者が指定された場合には、円滑かつ支障なく運営管理ができるよう、引継ぎを行うこと。
- ⑦意見、要望、苦情等に対する対応

施設利用者又は電話等による意見、要望、苦情等については、指定管理者内における連絡体制及び市との連携体制をあらかじめ整備した上で、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

4. のぞみ公園浄化槽保守点検業務

- 1 業務内容
のぞみ公園に設置してある浄化槽の保守を行ものとする。
- 2 浄化槽の型式
分離接触曝気型
- 3 槽の大きさ
40人槽
- 4 点検回数
3ヶ月1回
- 5 水質検査
年1回
- 6 浄化槽清掃
年1回
- 7 その他
業務終了後、浄化槽維持管理記録表を提出すること